

# 国民年金

## からの

# お知らせ

## 誕生月が来たときは 現況届の提出を

国民年金を受給している方は、毎年の誕生日の月に現況届を提出してください。

現況届は、1年に1回、誕生月に出していただくもので、あなたが引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大事な届です。

現況届は誕生日の月の初め頃に社会保険業務センターから送られてきます。あなたの住所、氏名、加給年金額対象者の氏名などを記入し、切手を貼って誕生月の末日までに社会保険業務センターに届くようにお出しください。

なお、自分では記入することができないため、親族などの方が記入されるときは、受給権者の欄や加給年金額対象者の欄を漏れなく記入のうえ、「代理人署名欄」に代筆者の氏名、住所などを必ず記入してください。

現況届の提出が遅れたり、提出されなかったときには、年金の支払いが一時止まることもありますが、一時止まることもありません。

りますのでご注意ください。

年金の支払いが一時止まった場合は、現況届が社会保険業務センターに届いてから随時、止まった期間分を遡って支払いますが、支払いまで1〜2か月程度かかります。

現況届についての問い合わせは、平塚社会保険事務所や年金相談センターへ。

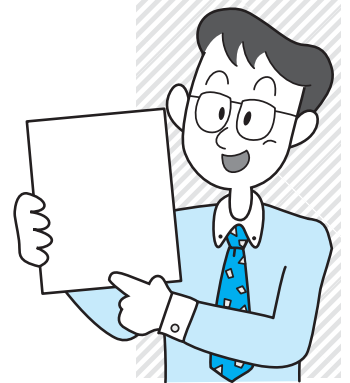
※20歳前の障害による障害基礎年金を受給している方は、誕生月ではなく、毎年、指定された期限までに住所地の市区町村に提出していただくこととなります。

※受けている年金の種類などによって、医師または歯科医師の診断書やレントゲンフィルム等が必要な場合があります。

### 12月生まれの方から

#### 原則不要となります

今年10月から受給者の皆様の現況(生存)確認は住民基本台帳



ネットワークを活用して行うことになりました。これにより、12月生まれの方から現況届の提出は原則として不要になります。

ただし、次の方はこれ以後も現況届の提出が必要です。

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方
- ② 外国籍(外国人登録)の方
- ③ 外国に居住している方

また、次の場合は、現況届以外の届が引き続き必要です。

- ① 加給年金額を受けられている場合は「生計維持確認届」
  - ② 障害の程度の確認のために「診断書」の提出が必要となる場合
- ※提出が必要な届出は、社会保険業務センターから受給者の皆様へ送付されます。

## 保険料の免除・猶予

### 1 学生納付特例制度

学生の方だけの特例制度で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予される制度です。承認期間は4月から翌年の3月までです。

### 2 免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が全額、4分の3、半額、または4分の1が免除される制度です。承認期間は7月から翌年の6月までです。

※4分の3、半額、または、4分の1が免除は、それぞれ保険料の4分の1、半額または4分の3を支払うことによつて免除の扱いとなります。

### 3 若年者納付猶予制度

30歳未満の学生以外の方については、本人及び配偶者の前年所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。承認期間は7月から翌年の6月までです。

### 申請期限の延長について

平成18年10月までの申請に限り、次の期間の免除申請ができます。

○全額・半額・納付猶予

平成17年4月から平成18年6月まで

○学生納付特例

平成17年4月から平成18年3月まで

### ◎問い合わせ

・町民課

☎内線247・274

・平塚社会保険事務所

国民年金課

☎(22)1515

